

第5章 市民協力推進事業

1 ごみの減量化及び再資源化

(1) 資源回収推進報奨金交付制度

ごみの減量及びごみ問題に対する市民の意識を高揚し、資源の有効利用を図ることを目的として、昭和58年から再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を展開し、実績をあげた実施団体に対して1kgについて5円を報奨金として交付している。

ア 対象団体 …… 有価物の集団回収を定期的に実施する市内の地域住民で組織する町内会及びその他団体

イ 対象品目

- ・ 古紙 …… 新聞紙類、雑誌類、段ボール類、紙パック
- ・ 金属 …… 鉄類、非鉄類
- ・ 繊維 …… 布類、ボロ類
- ・ ビン …… 酒ビン類、洋酒ビン類

○ 実施状況(単位: 件 t 円)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
実施団体数	514	424	379	379	358
回収量	4,415.11	3,696.57	3,396.23	3,172.52	2,809.23
報奨金交付額	22,075,535	18,482,825	16,981,155	15,862,565	14,046,170

○ 回収量内訳(単位:t)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
古紙	4,158.49	3,483.18	3,206.80	2,995.82	2,653.08
金属	146.52	133.77	125.25	120.84	108.31
繊維	5.97	2.08	0.99	0.64	0.65
ビン	104.13	77.54	63.19	55.22	47.20
合 計	4,415.11	3,696.57	3,396.23	3,172.52	2,809.23

(2) 分別収集推進事業

平成9年4月施行の「容器包装リサイクル法」を1年前倒しし、平成8年4月から資源物の有効利用を図ることを目的として、資源物の分別収集を実施し、ごみの減量化による最終処分場の延命化を図る。

また、平成12年4月からは、リサイクルプラザの稼働にあわせて、ペットボトルとプラスチック類を加えた5種14品目での分別収集を開始し、平成15年4月からは、びん、乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶の排出方法を見直し、4種12分別とした。

さらに、平成21年4月からは、びん、乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶を1分別としていたものを、「びん・乾電池」と「ガスカートリッジ・スプレー缶」の2分別とし、4種13分別とした。

【分別種類】 <<4種13分別>>

<<4種の内訳>>

- ① 燃やしてよいごみ …… 生ごみ、木くず、紙くず、ゴム、革製品等
- ② 燃えないごみ …… ガラス類、陶器類、小型家電製品、水銀使用製品等
- ③ 粗大ごみ …… 大型家具、自転車、健康器具等 ※ 家電リサイクル法対象品目を除く
- ④ 資源物

<<13分別の内訳>>

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 燃やしてよいごみ | ⑧ 雑誌 |
| ② 燃えないごみ | ⑨ 段ボール |
| ③ 粗大ごみ | ⑩ 紙パック |
| ④ びん・乾電池 | ⑪ その他紙製容器包装 |
| ⑤ ガスカートリッジ・スプレー缶 | ⑫ ペットボトル |
| ⑥ アルミ缶・スチール缶 | ⑬ プラスチック製容器包装 |
| ⑦ 新聞 | |

第5章 市民協力推進事業

(3) 生ごみ処理容器無償貸与事業

一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し、自家処理することによりごみの減量化及び環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的として、生ごみ処理容器無償貸与事業を行っている。

コンポスト容器は平成4年から2年間、ボカシ容器は平成7年から3年間にわたり、処理容器の効果を調査した。

その結果、ごみの減量効果が顕著であることから、コンポスト容器は平成6年度から、ボカシ容器は平成10年度から無償貸与を行っている。

【コンポスト容器無償貸与数】



コンポスト容器は、生ごみや草などを自然に堆肥化する容器で、自然堆肥化容器とも呼ばれ、上部に蓋があり、底部がなく、生ごみの水分が地中に浸透し、悪臭・害虫等を外部にもらさない構造となっている。

容器の貸与は、一世帯につき、大 … 190L(直径・高さ70cm)又は小 … 130L(直径・高さ60cm)のいずれか1個で、貸与期間は2年間でその後無償譲与となる。

※ 平成4年度からの累計は、11,022個

年度	R1	R2	R3	R4	R5
貸与数	71	167	213	253	185

【ボカシ容器無償貸与数】



ボカシ容器は、ボカシを用い、生ごみを発酵させ堆肥化する容器で密封発酵容器とも呼ばれ、上部に蓋があり、蓋部分が密封式になっており、密封時には容器内に空気が混入しない構造となっている。

容器20L(直径34cm・高さ38cm)の貸与は、一世帯につき1組(2個で1組)で、貸与期間は2年間でその後無償譲与となる。

※ 平成7年度からの累計は、6,747個

年度	R1	R2	R3	R4	R5
貸与数	48	105	133	132	120

(4) 電動式生ごみ処理機購入費補助金交付事業

家庭から排出される生ごみを自家処理にすることにより、生ごみの減量化及び再資源化を図るため、平成12年度から家庭用又は集合住宅用に電動式生ごみ処理機を購入し設置する市民に対して、電動式生ごみ処理機の購入補助を開始した。

(平成26年度以降は、事業休止)

ア 対象者(平成25年度までの基準)

○ 家庭用

- ・ 市内に居住している者
- ・ 減量化又は堆肥化された生ごみを自家処理できる者
- ・ 市税等を完納している者
- ・ 市内の販売店から購入する者

○ 集合住宅用

- ・ 市内の住宅用建築物であること
- ・ 処理能力は一戸につき1kg以上処理できること

第5章 市民協力推進事業

イ 補助額(平成25年度までの基準)

- 家庭用 …… 購入費(消費税を除く。)の2分の1で、2万5千円が限度
- 集合住宅用 … 購入費(消費税を除く。)の3分の1で、2万円に世帯数を乗じた額が限度

【補助件数】

平成12年度から平成25年度までの累計は、2,993件

【補助額】

平成12年度から平成25年度までの累計は、71,978,715円

(5) 粗大ごみリユース(再使用)推進事業

3Rの一つであるリユースを推進するため、比較的使用状態が良く、また、修理等を要せず現状のまま再使用できる粗大ごみを市民に無償で提供している。

【平成20年度試行結果】

- ア 収集受付 平成20年9月1日～11月7日
- イ 展示・抽選会 平成20年11月15日 富久山クリーンセンター
- ウ 展示数 34点
- エ 申込数 174件
- オ リユース数 33点
- カ 平均倍率 5.7倍(最高20倍)

年度	回数	展示・申込期間	展示数	申込数	リユース数	平均倍率
H30	2回	7/31～2/16	37	136	36	3.7(最高19倍)
R1	1回	7/31～8/3	15	42	11	2.8(最高7倍)
R2	新型コロナウイルスの影響により中止					
R3	新型コロナウイルスの影響により中止					
R4～	※ 令和4年度からは、不要品リユースに係る連携事業(ジモティー、おいくら)により、リユースを推進している。					

(6) フードシェアリングサービス「こおりやまタバスケ」

株式会社G-Placeとの連携協定により市内のお店と住民との食品ロス削減をテーマにつなぐ、フードシェアリングサービスの実証実験を実施した。

ア 実施期間 令和5年12月1日から

イ 食品ロス削減量 968,240g(令和6年3月31日時点)

(7) フードドライブin郡山市役所の実施

家庭で使用していない食品を集め、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動で、市職員を対象に実施し、食品ロス削減を推進した。

ア 実施期間 令和6年1月29日から31日まで

イ 実績 約106.5kg(230点)

2 啓発及び広報事業

(1) 3Rフェスティバルの実施

平成5年から「ごみ減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識高揚を図るため、以下の4つのイベントからなる「3Rフェスティバル」を実施している(31回目)。
(平成23年度は、東日本大震災により全て中止、令和2～4年度は新型コロナウイルスの影響により一部中止、平成26年度に「クリーンフェスティバル」から「3Rフェスティバル」に名称変更)

ア【「ごみゼロの日」ポイ捨て等防止啓発キャンペーン】

5月30日を「ごみゼロの日」とし、JR郡山駅西口駅前中央広場及びその周辺を清掃関係団体等の協力を得て、ポイ捨て等防止の街頭啓発及びポイ捨てごみの回収を行っている。

イ【ごみ処理施設見学会】

ごみ処理の現状(※中間処理、リサイクル、最終処分)を広く市民に理解していただくため、富久山クリーンセンター等の施設見学会を年1回、7月の第1木曜日に行っている。

ウ【「ごみをなくそう！わたしたちの提言」作文・ポスター・標語コンクール】

「3Rの推進」をテーマとして、作文・ポスター・標語を、市内の小学生から募集し、入賞者を表彰するとともに、入賞作品をエスパル郡山のセンターコートで展示している。

※ 令和5年度応募作品数 … 249点(作文 22点、ポスター(3R) 133点、標語 94点)

エ【「生ごみ減量！減るいいレシピ」コンクール】

「生ごみ減量」をテーマとして、市民からオリジナルレシピを募集し、入賞者を表彰するとともに、入賞作品をエスパル郡山のセンターコートで展示している。

また、令和4年度は今までの入賞作品から厳選、集約した「生ごみ減量！減るいいレシピ集」第2弾を作成し、生ごみ減量のお手本として、市民に配布、HPに公表している。

※ 令和5年度応募作品数 … 61点

オ【3Rを考えるステージ】

ニコニコこども館にて、郡山女子大学短期大学部幼児教育学科の学生による廃棄物を利用した子供向けの人形劇や楽器演奏、ポイ捨て等防止・ごみ減量・リサイクル・分別収集等についてのPRトーク及びリサイクル対象品の資源物展示等を行っている。

(2) 広報誌への記事の記載

「広報こおりやま」に、ごみ減量とリサイクルに関する記事を掲載し、市民の理解と協力を呼びかけている。

(3) 小学生向け学習資料の作成

毎年度、市内の小学4年生を対象に、社会科授業の学習資料として、ごみ減量とリサイクルをテーマとした冊子「わたしたちとごみ」(3,500部)を作成し配布している。

(4) パンフレット等の作成

「ごみの日カレンダー」(毎年度)や「家庭ごみの分け方と出し方保存版」を町内会等を通じて配布し、ごみの分別排出及び適正処理についての理解を呼び掛けている。

(5) 出張講座、市政きらめき出前講座の開催

学校や市民などが構成する団体からの要請に基づき、担当職員が団体の主催する集会・学習会等に出向き、「わたしたちとごみ」という講座名で、ごみ減量やリサイクル、まち美化に関わる市の取り組みについて説明を行い、ごみに対する理解と協力を求めている。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数	1	5	10	3	12
受講者数	74	373	242	112	408

第5章 市民協力推進事業

(6) ごみ出しルール対話集会等の開催

ごみの減量と分別排出の徹底を図るため、ごみ出しルール対話集会、出前講座を実施している。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数	7	1	3	1	2

(7) ごみ集積所立会い指導事業

ごみ出しルールの徹底を図るため、ごみ集積所の管理者である各町内会長等からの要請に基づき、担当職員が役員等と一緒にごみ集積所に立会い、ごみ出しルールの違反者に対して説明、指導している。

(8) こおりやま環境フォーラム ～次の未来100年へ～の開催

事業者や市民にごみの減量について理解を深めてもらい、本市の1人1日あたりのごみ排出量中核市ワーストからの脱却を図るため、事業者向け午前の部と市民向け午後の部の2部制で開催した。

ア 開催日 令和6年2月7日(水曜日)

イ 参加者 230名

ウ 会場 けんしん郡山文化センター 5階集会室

第5章 市民協力推進事業

3 環境美化事業

(1) 市民総ぐるみクリーンこおりやま運動

美しいまち、美しい自然を保全し快適な生活環境を築くため、道路、公園など公共の場所の環境美化清掃を昭和59年から年2回(6月と10月の第1日曜日)実施しており、平成15年度からは、「市民総ぐるみクリーンこおりやま運動」に名称を改め、市民が一体となって取り組むことによりごみのポイ捨て防止と資源再利用の意識高揚を図っている。(令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止、令和4・5年度は感染対策をした上で希望する団体のみが実施)

年度	実施日	収集量(t)	合 計(t)
R1	春(6/2)	138.42	245.55
	秋(10/6)	107.13	
R2	新型コロナウイルスの影響により、春・秋ともに中止		
R3	新型コロナウイルスの影響により、春・秋ともに中止		
R4	春(6/5)	51.17	102.39
	秋(10/2)	51.22	
R5	春(6/4)	87.62	123.88
	秋(10/1)	36.26	

(2) 木戸前清掃

平成8年6月から毎月1日を「木戸前清掃の日」とし、全市一斉に市民及び事業者が、家庭や商店及び事業所などの出入口や玄関先(木戸前)を清掃することで散乱ごみに対する意識の啓発を行い、ごみのない快適なまちづくりを推進している。

(3) 環境浄化推進員制度

市民の健康と環境浄化を守るため、衛生思想の普及と生活環境の保全に努めるとともに、ごみ集積所及びごみの不法投棄の監視や資源ごみリサイクルの指導にあたるため、各地区保健委員会に環境浄化推進員(約700人)を置き、きれいなまちづくりに努めている。

(4) ポイ捨て等防止指導員制度

環境の美化の推進に必要なポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する啓発、指導その他の活動を行うため、「ポイ捨て等防止指導員」(任期2年)を6人委嘱している。

主に、重点区域であるJR郡山駅前地区と開成山公園地区で啓発、指導等を行っている。

※ 身分 … 非常勤特別職

※ 報酬 … 有

(5) 不法投棄監視員制度

廃棄物の不法投棄等の事件の未然防止及び早期発見を図るため、平成5年4月に「郡山市不法投棄監視員(定員25人以内、任期2年)」25名を委嘱し、現在、市内全域で24人の監視員が監視活動を展開している。

(6) 廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定

日常の業務を通じて廃棄物の不法投棄を発見した場合、市に対して当該情報を速やかに提供することにより、廃棄物の不法投棄を防止し、市民の快適な生活環境の確保を図る目的で、以下の企業等と「廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定」を締結している。

- ・郡山地区ハイヤータクシー協同組合(23社加盟)…………… 平成14年2月12日締結
- ・各業種組合及び団体(21組合等)…………… 平成15年9月4日締結
- ・社団法人福島県測量設計業協会県中支部(20社加盟)…………… 平成18年11月21日締結
- ・新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会(38販売店加盟)…平成19年6月29日締結
- ・日本郵便株式会社郡山市内郵便局(包括連携協定)…………… 平成27年11月27日締結